

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

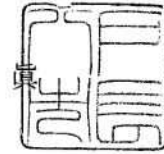
青森県八戸市大字河原木字高森4番地15

株式会社功和産業

代表取締役 舘 功悦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

八戸市長 小林



許可の年月日 平成29年6月28日

許可の有効年月日 平成34年5月29日

## 1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無

有り（廃プラスチック類に限り、これについて石綿含有産業廃棄物であるものを含まない。）

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類（これらのうち、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ
青森県八戸市大字河原木字高森4番15	廃プラスチック類	47㎡	21 t	—

## 3. 許可の条件

無し

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成14年5月30日 新規許可

平成16年3月24日 書換え

平成19年5月30日 更新許可

平成19年7月18日 変更許可

平成23年6月15日 書換え

平成24年2月6日 変更許可

平成24年6月22日 更新許可

平成29年6月28日 更新許可

平成29年11月14日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第376号）が平成29年10月1日から施行されたことに伴い、取り扱う産業廃棄物の種類に、水銀使用製品産業廃棄物を取り扱う旨明示し書換え

## 5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)